

お知らせ
ごみ出しのルールを守ってください！

▼きちんと分別してください

ごみの種別ごとにきちんと分別して、正しく出してください。分別方法は、ごみ収集日程表やごみの分別マニュアルで確認していただくか、環境課又は各総合支所住民福祉課へお問い合わせください。

▼収集日当日の8時（本川地区は8時30分）までにごみ集積所に出しましょう

ごみの収集時間は、ごみの量や交通事情などにより、必ずしも同じになるとは限りません。出し遅れにならないようご注意ください。

▼他地区へのごみの持ち込みはやめましょう

ごみ集積所は各地区の皆さんが協力して管理しています。通勤途中などに他地区の集積所へ出すことは、地区の皆さんに大変迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

■問い合わせ

環境課
☎893-1160

吾北総合支所住民福祉課
☎867-2300

本川総合支所住民福祉課
☎869-2114

お知らせ
国民年金だより

▼国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書で、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度があります。

ありますので、町の国民年金窓口へご相談をお願いします。※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除などの申請について

▼国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、町の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。平成28年度の免除などの受付は7月1日から開始され、7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、町の国民年金窓口又は年金事務所へご相談ください。

お問い合わせ
高知西年金事務所
☎875-1717

お知らせ
ひとり親家庭のお父さん、お母さんへの就職移動相談について

ひとり親家庭のお父さん、お母さんを対象に、就職相談や就業のための各種資格や技能を習得する支援制度について情報提供を行います。

事前申込は不要ですが先着順での相談となります。

▼日時
7月16日（土）
13時～16時

▼場所
すこやかセンター伊野
小会議室

■問い合わせ
ひとり親家庭等就業・自立支援センター
☎875-2500



お知らせ
屋外で活動する方へ
マダニに注意！

マダニによる感染症には、日本紅斑熱や重症熱性血小板減少症（SFTS）などがあり、病原体（ウイルスや細菌）をもったマダニに咬まれることで感染します。特に患者の発生は、春から初夏にかけて増加傾向にあります。

▼マダニに咬まれないために
・草むらなどに入るときは、肌が露出しないようにしましょう。（長袖、長ズボン、長靴、帽子、手袋、首に巻くタオルなど）

・DEET（ディート）などの有効成分が含まれた虫除け剤を使用しましょう。

・地面や草むらに直に寝転んだり、腰を下ろしたり、服を置くことはやめましょう。

▼野外で活動したあとは
・入浴し、体や頭をよく洗い、新しい服に着替えましょう。

・脱いだ服は、すぐに洗濯しましょう。